

県外産業廃棄物の搬入に係る 事前協議等に関する条例取扱 要領

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例等 取扱要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。）及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第23号。以下「規則」という。）の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(通知)

- 第2 条例第2条第3項の通知は、県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合（不適合）通知書（様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

- 第3 条例第2条第5項及び第6項の勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。
- 2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書（様式第3号）により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

- 第4 条例第2条第8項の規定に基づく通知は、公表通知書（様式第4号）により行うものとする。

(意向確認)

- 第5 規則第7条第1項の環境保全協力金契約書が提出されない場合及び環境保全協力金契約書の環境保全協力金の額が規則第7条第2項の額に満たない場合は、知事は県外排出事業者の意向を確認するものとする。

(過料)

- 第6 条例第8条及び第9条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書（様式第5号）により行うものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5の規定は、条例第5条の施行の日から施行する。

様式第1号（第2関係）

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合（不適合）通知書

平成 年 月 日付で、協議のありましたこのことについては、下記のとおり基準に適合する（しない）と認められるので、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号）第 2 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 産業廃棄物の種類及び搬入量
- 2 搬入期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 搬入処理施設
- 4 搬入経路及び搬入時間帯並びに処理内容
- (5 基準に適合しない理由)

様式第 2 号 (第 3 関係)

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



勸 告 書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 74 号)第 2 条第 5 項 (第 6 項) の規定に基づき、次のとおり措置するように勧告します。

なお、期限までに措置がなされない場合は、条例第 2 条第 7 項の規定に基づき、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

1 勧告の対象等

2 勧告事項

3 勧告の理由

様式第3号(第3関係)

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

措置報告受理通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました下記勧告に係る報告を受理しましたので通知します。

記

- 1 勧告 平成 年 月 日付け 第 号
- 2 勧告の対象等

様式第4号(第4関係)

公 表 通 知 書

(住所)

(氏名)

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)第2条第7項の規定に基づき、公表します。

1 勧告の内容

2 公表の原因となる事実

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 条例第2条第8項により弁明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

様式第 5 号 (第 6 関係)

過 料 処 分 通 知 書

被処分者住所
氏名

下記について、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 74 号) 第 8 条 (及び第 9 条) の規定に基づき、金 円
の過料に処します。

違反内容

上記のとおり通知します。よって別に交付する納入通知票により、これを納付してください。

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 255 条の 3 第 1 項により弁明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日